

＝ 第 3 章 砂防・地すべり・急傾斜地 ＝



急傾斜地崩壊対策工事
(福山市 神辺町 秋丸地区)

1 砂防関係事業の概要と整備方針

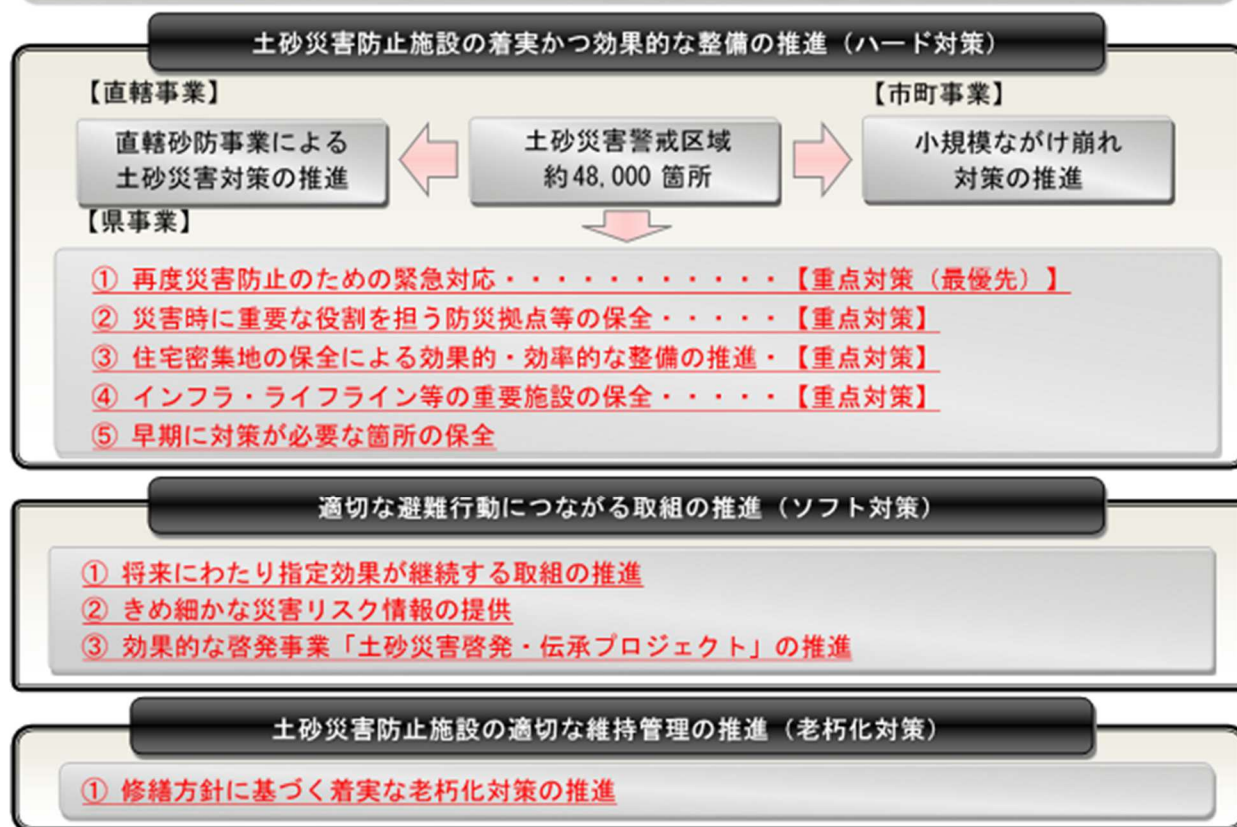
広島県は、県土の約7割が山地であり、崩壊し易い風化花崗岩（マサ土）と流紋岩等から構成される地質が、南部を中心とした人口密集地域に広く分布し、長雨や集中豪雨に起因する、がけ崩れや、土石流等の土砂災害による被害を過去に何度も受けてきた。こうした背景や平成30年7月豪雨を踏まえ、土砂災害発生箇所における再度災害防止対策や地域の防災拠点の優先的保全など着実かつ効果的なハード対策や、警戒避難体制の充実など土砂災害から県民の命を守るために必要なソフト対策を盛り込んだ「ひろしま砂防アクションプラン2021」を令和3年3月に策定し、ハード・ソフト一体となった土砂災害防止対策を推進することとしている。

(1) 「ひろしま砂防アクションプラン2021」の概要

ア 実施方針

（ハード・ソフト一体となった土砂災害対策の推進）

平成30年7月豪雨の被災地の再度災害防止に最優先で取り組む。また、今後も激甚化が懸念される土砂災害から県民の命と暮らしを守るため、効果的なハード対策を着実に進めるとともに、県民一人ひとりの適切な避難行動につながるソフト対策を推進する。



(2) 事業の概要

ア ハード対策

(7) 砂防対策

重要水系の治水機能を維持するため、水源地域の保全を図る荒廃対策、国民の生命及び財産の安全を確保するための土石流対策を基本とし、明治30年に砂防法が施行された。

本県には、16,934の土砂災害警戒区域（土石流）があるが、このうち令和7年度末までに2,092渓流を砂防指定地として指定し、効率的かつ重点的に堰堤及び護岸等の砂防設備の整備を進めている。

(イ) 地すべり対策

地下水等に起因して土地の一部が滑動し、人家・農耕地・道路・河川及び橋梁等に被害を与えている。この対策として昭和 33 年に地すべり等防止法が施行された。

本県には、117 の土砂災害警戒区域（地すべり）があるが、このうち令和 7 年度末までに地すべり防止区域として指定済の 28 箇所に対し、集水ボーリング等の地すべり防止施設を整備している。

(ウ) 急傾斜地対策

一瞬にして人命及び財産を奪うがけ崩れ災害から国民の生命を保護するため、昭和 44 年に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律が施行された。

本県には、30,843 の土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）があるが、このうち令和 7 年度末までに急傾斜地崩壊危険区域として指定済の 2,242 箇所に対し、法枠等の急傾斜地崩壊防止施設の整備を進めている。

(エ) 雪崩対策

雪崩による災害から人命を守るため、集落の保護を対象とした制度として、雪崩対策事業が創設され、昭和 60 年度から実施されている。

本県には、336 の雪崩危険箇所があるが、このうち 5 箇所が整備済みとなっている。

イ ソフト対策

(ア) 土砂災害警戒区域等の認知度向上の取組

県内の土砂災害警戒区域等の指定が令和 2 年 6 月に完了した。これらの認知度を向上させるため、各自治体のハザードマップへの掲載や「土砂災害ポータルひろしま」などの web 媒体を通じた取組を進めてきた。また、土砂災害警戒区域等を有する 420 小学校区への「土砂災害警戒区域等を示したリスク情報標識」の設置に取組み、令和 5 年度に完了した。今後もさらなる認知度向上を図るべく公共施設等への設置拡大の取組を推進している。

(イ) きめ細かな災害リスク情報の提供

土砂災害の危険度が高まったときには土砂災害警戒情報を発表することにより、市町の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援している。

また、土砂災害警戒情報を補足する情報として、1 km メッシュ毎に詳細な土砂災害発生危険度を表した土砂災害危険度情報をインターネットやNHK広島放送局のデータ放送などにより提供している。

さらに、AR技術の活用による災害リスクの可視化や土砂災害警戒情報の精度向上など、個人や地域ごとに最適な情報が届くようきめ細かな災害リスク情報の提供に取り組んでいる。

(ウ) 「土砂災害 啓発・伝承プロジェクト」の推進

県民に土砂災害に対する防災意識を広く啓発するとともに、被災の事実を地域や子ども達に確実に伝承していくため、「啓発」・「防災教育」・「伝承」を 3 本柱とする「土砂災害啓発・伝承プロジェクト」を推進している。

県民一人一人にリスク情報を自ら取得してもらうための取組として、チラシやポスターの掲示、web 等を活用した情報発信、防災知識の向上を図る防災教室の開催など、土砂災害リスク情報の認知度向上を促すあらゆる取組の強化に取り組んでいる。

ウ 直轄砂防事業

これまで直轄砂防事業を実施してきた広島西部山系、安芸南部山系に加え、令和８年度に瀬野川水系における土砂・洪水氾濫対策の新規事業実施に併せて、平成３１年に設置された「広島西部山系砂防事務所」から名称変更し、「広島西部砂防事務所」を設置した。

(３) 区域の概況

(令和８年３月３１日 現在)

区分 事務所 (支所)	砂 防 指 定 地			地すべり防止区域		急傾斜地崩壊 危険区域		土砂災害警戒区域等							
	指 定 渓流数	指定 面積 (ha)	指定 延長 (km)	指 定 箇所数	指定 面積 (ha)	指 定 箇所数	指定 面積 (ha)	土石流		急傾斜地の崩壊		地すべり		合計	
								警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域
西 部	551	3,466.4	582.7	2	20.1	625	353.2	3,331	2,869	5,943	5,622	5	0	9,279	8,491
呉 (支所)	295	891.4	229.9	0	0	770	500.7	1,459	1,326	2,643	2,436	0	0	4,102	3,762
廿日市 (支所)	159	794.3	195.0	1	52.1	147	93.3	886	789	1,351	1,303	6	0	2,243	2,092
安芸太田 (支所)	133	1,455.2	240.6	3	17	60	88.9	1,212	1,153	1,908	1,891	11	0	3,131	3,044
東広島 (支所)	222	1,756.9	268.8	1	10	200	195.6	1,970	1,828	3,531	3,396	3	0	5,504	5,224
東 部	145	3,193.6	188.4	8	126.3	151	109.3	2,006	1,772	4,859	4,727	30	0	6,895	6,499
三 原 (支所)	257	2,296.9	349.7	3	25.8	206	148.9	2,539	2,228	5,037	4,919	13	0	7,589	7,147
北 部	209	1,146.4	300.8	1	5.1	53	49.6	1,907	1,823	3,052	2,980	22	0	4,981	4,803
庄 原 (支所)	121	905.8	189.7	9	283.1	30	36.2	1,624	1,544	2,519	2,478	27	0	4,170	4,022
計	2,092	15,906.8	2,545.5	28	539.5	2,242	1,575.6	16,934	15,332	30,843	29,752	117	0	47,894	45,084

※ 渓流が複数の建設事務所（支所）管内にまたがる場合があるため、計は各建設事務所（支所）の合計に一致しない。

※ 指定面積、指定延長は小数第２位を四捨五入

２ 令和８年度事業の内容

(単位：千円)

区 分	事 業 内 容		予 算 額
土砂災害防止施設の着実かつ効果的な整備の推進（ハード対策）	国直轄事業	広島西部山系等における土砂災害対策	1,753,338 (県負担金)
	県事業	被災地域及び防災拠点や住宅密集地等を保全する土砂災害対策	11,023,452
適切な避難行動につながる取組の推進（ソフト対策）	施設整備等による地形改変箇所における土砂災害警戒区域等の見直し等		204,749
	情報提供システムの充実等		124,950
土砂災害防止施設の適切な維持管理の推進（老朽化対策）	砂防施設の修繕、改築等		1,120,138
合 計			14,226,627

※令和７年度１２月・２月補正（国補正対応分）含む

3 砂防関係施設の維持管理

本県では、現在、砂防法、地すべり等防止法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域を指定しており、この各指定地内の管理にあたっては、標識・標柱を設置し、指定区域を明確にするとともに、不法行為の取締り、パトロールの強化等を行っている。

また、砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設について、アセットマネジメントの点検結果に基づき、緊急度の高いものから計画的に修繕を実施している。

なお、急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕のうち伐採・除草や標識の補修・更新等については、一部を除く市町に対して事務を移譲している。

